

障害者福祉センター事業の見直しについて

本市の障害者福祉センター（以下、「センター」という。）については、1か所目の設置から20年以上が経過した現在、障害福祉サービス事業所の増加や、障害者の対象範囲の拡大など状況の変化を踏まえ、既存事業のあり方を見直すとともに、今後担うべき機能を検討することとした。

令和元年度、「障害者福祉センター事業あり方検討ワーキング会議」（メンバー：4受託法人、ウェルポートせんだい及びアーチル職員）を開催し、見直しの方向性案をまとめた。今年度は、今後の青葉センターの整備も見据え、次期指定管理期間の始まる令和4年度以降にセンターが担うべき機能について検討し、今年度末を目途にまとめたい。

1 センターの概要

(1) センターの実施事業

- 平成4年度以降、市内4区（泉（H4）、太白（H9）、宮城野、（H13）若林（H19））に設置。
- 地域生活の中でのリハビリテーションや日中活動を確保。併せて地域交流の促進や貸館の機能を担う。

事業	宮城野	若林	太白	泉
自立訓練（機能訓練）事業	○	○	○	○
自立訓練（生活訓練）事業	○	○	○	
生活介護事業	○	○	○	
貸館事業	○	○	○	○
各種講座等の開催	○	○	○	○
委託相談支援事業	○	○	○	○
就労継続支援B型事業	○	○	○	

（○印を付した事業を実施。ほかに福祉避難所機能がある）

(2) センターの事業実績

- センターの自立訓練（機能訓練・生活訓練）、生活介護の各事業は、利用実績が少なくなっている。

① 機能訓練の1日あたりの平均利用者数（定員15名） 単位：人

	H27	H28	H29	H30	R1	平均
宮城野	2.0	2.8	5.0	5.3	6.8	4.4
若林	3.0	4.3	3.5	3.4	4.8	3.8
太白	5.0	4.3	2.9	3.7	4.6	4.1
泉	4.2	3.3	3.9	3.4	2.8	3.5
平均	3.6	3.7	3.8	4.0	4.8	4.0

② 生活訓練の1日あたりの平均利用者数（定員6名） 単位：人

	H27	H28	H29	H30	R1	平均
宮城野	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1
若林	0.4	0.4	0.2	0.8	0.0	0.4
太白	0.9	0.9	0.2	0.0	0.0	0.4
平均	0.6	0.5	0.1	0.3	0.0	0.3

③ 生活介護の1日あたりの平均利用者数（定員9名） 単位：人

	H27	H28	H29	H30	R1	平均
宮城野	3.7	3.6	4.1	4.5	3.7	3.9
若林	4.4	3.0	3.0	2.7	2.9	3.2
太白	3.2	3.0	2.7	3.5	3.8	3.2
平均	3.8	3.2	3.3	3.6	3.5	3.4

2 障害福祉サービスの状況と課題

(1) 指定事業所数

- 障害福祉サービス事業所の数は、特に障害者自立支援法施行以後に増え、自立訓練や生活介護の事業所も大きく増加。

	機能訓練	生活訓練	生活介護
R2.10	7	20	71
H18.10	3	2	16※

【※知的障害者通所更生施設（12施設）を含む】

(2) 課題

- 重症心身障害児者や医療的ケア児者、行動障害児者等の重度の障害者を受け入れる生活介護事業所や放課後等デイサービス、短期入所事業所は未だ十分とは言えない。また医療的ケア児者は、医療の進歩などを背景として将来的に増加していくと考えられる。
- 近年の、障害者の対象範囲の拡大や多様化に伴い、高次脳機能障害者や発達障害者、難病患者で、個別的な地域生活リハビリテーション（※）を必要とする方が増加。地域の一般事業所では対応が難しい方も少なくない。

【※地域生活リハビリテーション：「医学的リハビリテーション」と「社会参加リハビリテーション」の間に位置づくもの】

⇒ 当面の対応として、高次脳機能障害者に対する地域生活リハビリテーションのモデル事業を、令和元年10月から太白センターで実施している。

3 全国及び他都市の状況

- 機能訓練、生活訓練は、障害福祉サービス全体の総費用額に占める割合がそれぞれ 0.1%、0.7%と小さい。一方、生活介護はこれが 27.9%と大きい（R1 実績値）。
また機能訓練、生活訓練は、利用者数・事業所数が横ばい又は減少傾向となっている。一方、生活介護はこれらが年々増加している。
- 19 政令指定都市、58 中核市、23 特別区へ照会し回答のあった 67 市のうち 37 市が障害者福祉センターを設置。うち 10 市がセンターで機能訓練を実施しており、その多くが利用実績の少ないことを課題と認識。また 5 市がセンターで生活訓練を実施するも、減少傾向にある。
一方、13 市が生活介護を実施しており、うち 5 市が重度の方や医療的ケアの必要な方を優先的に受け入れている。
- 他都市のセンターの先駆的な事業として、新宿区ではセンターに相談支援拠点事業所と地域生活支援拠点を配置し、夜間の相談対応や短期入所を実施。また福岡市のセンターでは、発達障害、高次脳機能障害、視覚障害のある方のニーズに対応した機能訓練を実施。
- 川崎市と神戸市では、区圏域の拠点施設として類似のセンターを整備しており、一般の事業所では受入れ困難な重度障害者への支援や、緊急受入れに特化した短期入所を実施。

4 見直しの方向性案と事業構成案

- 区圏域の拠点施設として、先導的な取組みや、既存の制度・サービスでは対応しきれないニーズに応じる補完的役割を担うべきではないか。
- ⇒ 例えば、地域の一般事業所では受入れの難しい医療的ケア者や長期在宅者、より個別的な支援を必要とする高次脳機能障害者や発達障害者等への通所支援などに重点を置く。
- 今後整備する予定の青葉センターについては、既存センターの利用実績やニーズの動向を考慮し、医療的ケア児者への通所支援を中心に、地域生活支援拠点（緊急受入れ機能等）や基幹相談支援センター機能などを配置してはどうか。